

平成30年9月21日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、12都県の19人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 12都県19人

(茨城県1、栃木県1、東京都6、神奈川県1、新潟県1、山梨県1、愛知県2、三重県1、長崎県1、大分県1、宮崎県1、鹿児島県2)

数字は人数

※ 支払期限 平成30年9月28日